

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和4年11月18日

射 水 市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、人口は約9万2千人で、富山県の中央部に広がる射水平野に位置し、総面積は109㎢と富山県内の総面積の約2.6%を占めている。

北部は富山湾に面し、約13kmの長い海岸線が続いており、中央部には一級河川である庄川のほか、下条川、和田川などが流れ、海拔5m以下の低くて平らな地形が広がっている。

南部にはなだらかな射水丘陵が広がり、人と自然の関りが深い里山の風景がみられる。

本市農業の特色としては、耕地に占める水田の割合が全国的にも高いことであり、田畑を合わせた耕作面積は約38㎢で、そのうち水田の占める割合は約60%である。

農産物については、水稻のほか、園芸作物では、梨やりんご、筍のほか、近年では白ネギや枝豆、小松菜などの軟弱野菜の生産も盛んである。

また、本市では、早くから農業基盤化整備に取り組み、生産組織から営農組織、近年では法人化された組織も増加し、農業の効率化及び機械化が進んでいる一方、農家数は年々減少している。

一方、本市の森林面積は12㎢で林野率は約11%で、杉や広葉樹などの人工林や天然林が植栽されている。

本市は平成26年度にバイオマス産業都市構想を策定しており、①籾殻の有効利用事業（熱利用、籾殻燃焼灰利用）、②廃食用油活用推進事業（BMF製造）、③木質バイオマス活用事業（堆肥製造）④木質バイオマス発電事業など、地域資源を生かし循環型社会の実現を目指してきた。また、総合計画でも、基本政策の一つとして「自然と共に生きるまちづくり」を掲げ、市民、事業者、行政が連携して環境教育・保全を進めるとともに、再生可能エネルギーの導入を促進することとしている。

平成27年4月に構想に基づき整備された木質バイオマス発電所が稼働し、大規模な再生可能エネルギーが供給開始された。原料となる地域内の間伐材が長期的かつ安定的に利用されることで、山林所有者の所得向上はもとより、関係産業の活性化や雇用の創出など、地域経済に波及効果を与えている。さらに、森林整備が、山地災害の防止や水源の涵養など、多面的機能が十分に発揮されることにつながっている。

今後は、地域に存する地域資源を最大限に利活用できる再生可能エネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーの地産地消を浸透させることで、循環型社会の構築やSDGsが掲げる環境負荷の低減を行った上で産業振興を行っていく。

以上により、本市はバイオマス産業都市という特徴を生かし、木質バイオマス発電を継続して推進することにより、農山漁村の健全な発展を図っていくものとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	地 目		面 積	備 考
	登記簿	現況		
射水市片口久々江地内	宅地	同左	12,917 m ²	木質バイオマス発電設備の整備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
バイオマス発電 (木質バイオマス)	発電出力 5,750kw 年間発電量 43,956,000kW h	発電事業の燃料となる木質バイオマスは、主に地域内に賦存する未利用材を利用。 年間売電量は 39,121,000kWh/年

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

番号	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備 考
1	木質バイオマス発電事業者が、地域内に賦存する未利用材を長期的かつ安定的に買い取るにより間伐等の森林整備が進められ、林業従事者の所得向上や大径材の生産促進など、林業の活性化に寄与する取組。	
2	木質バイオマス発電事業者が、管理されていない森林に対し、土地所有者から森林管理（間伐等）を請負うことで、不在山林地主を抑制し、森林の健全化に寄与する取組。	
3	木質バイオマス発電事業者が、地域の一般木質バイオマス（剪定材、屋敷林、街路樹、果樹等を含む）、建設廃材、木製パレットなど、地域内外で処分されるものを利用する都市型バイオマス発電に関する取組。	
4	木質バイオマス発電事業者が、市民や学生に対し、森林伐採現場の見学や植林体験から発電所見学等を通し、環境教育を行う取組。	
5	再生可能エネルギー発電事業者が、電気エネルギーの地産地消や市のカーボンニュートラル目標達成を後押しする取組。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し
配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う木質バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備を導入することで、年間の発電量 43,956,000KWh を継続して目指すこととする。

また、本取り組みの結果、関係産業の活性化や雇用の創出など、地域産業への波及を目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画について、その実施状況（設備の稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、設備整備事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地を原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であること。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと及び是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

射水市、いみず野農業協同組合、新湊漁業協同組合、富山県西部森林組合、発電事業者等の関係者は、射水市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。